福島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

1　改正の趣旨

国、県又は市町村等が行う東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興に特に必要と認められる事業について、福島県環境影響評価条例の規定を適用しないこととするため、所要の改正をしようとするものである。

2　改正の内容

附則において、国、県又は市町村等が行う東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興に特に必要と認められる事業について、福島県環境影響評価条例の規定を適用しない事業を指定する。

3　施行期日

平成２４年３月２１日（公布の日）から施行する。

条文新旧対照表

新	旧
第１条～第５０条　（略） 附　則 第１項～第５項　（略） （東日本大震災からの復興に資する事業についての適用除外） 第６項 当分の間、第４条から第４８条までの規定は、第４９条各号に掲げる事業のほか、東日本大震災復興特別区域法（平成２３年法律第１２２号）第４６条第１項に規定する復興整備計画に記載された事業その他の国、県、市町村その他知事が定める団体が行う東日本大震災（平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの円滑かつ迅速な復興に特に必要と認められる事業であって、次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。 (1)　別表第３号に掲げる事業（鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）による鉄道の建設及び改良の事業に限る。） (2)　別表第８号に掲げる事業 (3)　別表第１３号に掲げる事業 (4)　前３号に掲げるもののほか、別表各号のいずれかに該当する事業であって、東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興に特に必要な事業として知事が認めるもの 第７項　（略） 別　表 第１号～第２号　（略） 第３号　鉄道事業法による鉄道及び軌道法（大正１０年法律第７６号）による軌道の建設及び改良の事業 第４号～第１７号　（略） 附　則 この条例は、公布の日から施行する。	第１条～第５０条　（略） 附　則 第１項～第５項　（略） (1)鉄道事業法による鉄道の建設及び改良の事業 (2)土地区画整理法第２条第１項の土地区画整理事業 (3)宅地の造成の事業（第８号から第１２号までに掲げるものを除く。） 第６項　（略） 別　表 第１号～第２号　（略） 第３号　鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）による鉄道及び軌道法（大正１０年法律第７６号）による軌道の建設及び改良の事業 第４号～第１７号　（略）